

理 由 書

審査基準に定めのない業務を関連業務、周辺業務として実施する場合に提出してください。

2000年00月00日

出入国在留管理庁長官
厚生労働大臣 殿

申請者 株式会社 X
代表取締役 〇〇 〇〇 印

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する、下記の業務に該当することを関係資料を添えて説明します。

記

1 関連業務(規則第10条第2項第2号ハ(2))

□ 必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であること

- 必須業務のどの作業と関連があるか明示した上で、その作業との関係性を具体的に説明してください。
- 必要に応じて、工程作業表や工場の間取り図等を添付するなどして説明してください。

□ 修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務であること

- 修得等をさせようとする必須業務に係る技能等の向上(技能実習計画の目標達成)にどのように寄与するのか、具体的に説明してください。

2 周辺業務(規則第10条第2項第2号ハ(3))

□ 必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務(関連業務を除く)であること

- 同じ事業所の日本人も従事している等、必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務であることについて、具体的に説明してください。
- 必要に応じて作業工程表や工場の間取り図等を添付するなどして説明してください。

(注意)

括弧内に各規定に該当する理由を具体的に記載すること。